令和７年度　第１回美瑛町健康と福祉のまちづくり会議議事録

日　時　令和７年９月１７日（水）
　　午後６時から
場　所　役場４階　議会委員会室

１　開　　会

（事務局）
　皆さんこんばんは。何かと御多用な中、御出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、只今から令和７年度第１回美瑛町健康と福祉のまちづくり会議を開会いたします。開会に当たりまして、委員長から御挨拶申し上げます。

２　委員長挨拶

（委員長）
　皆さんこんばんは。今年度も既にもう半期が過ぎて、後半に入るという時期になりました。いろいろな意味で福祉のまちづくりやまちづくりというところを考えると、例えばコロナがあって、駅前が本当に閑散としていたのだけども、今凄いですよね。賑わいを取り戻して活気が出てきたし、空き家だったお店に新しいお店が入ったりだとか、いろんな意味で動きが出てきているような気がします。だいぶ前の話になりますが、高齢者福祉の世界で言うと２０１５年に団塊の世代が６５歳になるというところで、そこに向けてどう準備をしていけばいいのかという議論を、美瑛町のほうでも役場の中で議論させていただいた記憶があります。今、その次に言われたのが２０２５年問題です。まさに今ですよ。美瑛町の高齢化率も、ほぼ４０％手前まで来ているということと、人口が今は１万人を切って、9千２～300人位ですかね。というところで、少し小さくなってきている。介護保険が始まって２５年経っているのですが、当時と今を比べてみると住民の皆さんたちの年齢構成だとか、例えば僕なんかが思うのは、独居の高齢者が凄く増えてきたなと思います。人口は減ったのだけども、高齢者自体の絶対数はどうかというと、７５歳以上の方達が、ほぼ横ばいでであって更にお歳をとられていっている。ひとり暮らしが増えていっているっていうような、言わば高齢者介護でも、新しい課題が出てきているように思います。事務局から提示いただいた資料を見ますと、凄くいろんな計画とか、それからこれまでやってきたことの見直しとか、あるいは組み替ですとか、いろんなことが挙げられていますので、この委員会の中で、住民の代表としていろいろ意見を交換させていただいて、これからの町をどうしていくか。１番大事なことは、少々縮小してもちゃんと自転していける。年をとっても最後までこの町で住み続けられるし、自分らしく生きできる。これは障害のある方についても、同じことが言えるということだと思います。凄い議題が多いので大変かと思いますが、よろしくお願いします。

（事務局）
　委員長ありがとうございました。それでは早速議事に入らせていただきます。議事の進行は、設置規則に基づき委員長が議長になることとされておりますので、委員長に議事進行をお願いいたします。

３　議　　案

（１）新たな健幸ポイント事業の実施についてについて･･･資料１

（委員長）
　それでは、議事に入りたいと思います。『議案第１号　新たな健康ポイント事業の実施について』事務局から説明をお願いします。

（事務局）
　健康ポイント事業について御説明させていただきます。現在、健康マイレージ事業というものを行っているんですけれども、それをＩＣＴを活用した新たな健康ポイント事業として拡充を図り、若い方から高齢の方まで誰もが自然と健康になれるまちを目指すということを目的として、進めてまいりたい事業になります。こちらで使わせていただいている健康の【康】は、心身が健康にということだけではなく、幸せな状態を表す造語として、ウィルビーイングの向上も図りながらという意味も込めて、【幸】の字を当て字として使わせていただいています。これまでの事業計画と課題につきましては、一人一人が自分の健康に関心を持ち、主体的に健康づくりを進めていくことができるように、平成２８年度から健診受診や設定された目標の達成に対して、ポイントを付与しながら、インセンティブを提供する健康マイレージ事業を実施してまいりました。２０マイル達成したら、特典と交換という形で行ってきたのですけれども、達成した方の約９割は、“体重を落とす”ですとか“体脂肪を減らす”“筋肉を増やす”といった、個々が立案した目標を達成しておりまして、参加者のデータ改善につながってきたなというところがございます。しかし一方で、参加者の多くはリピーターとしての継続参加であり、健康無関心層も含めた町民全体の参加の広がりが課題と感じております。また、今まではウオーキングの習慣があるにも関わらず、その歩数をポイントとして付与することができなかったという経過もございます。第２次健康増進計画策定させていただいたのですけれども、その策定の中で、美瑛町の課題として肥満が増えている、運動習慣がある方が減ってきている、介護の新規認定原因には関節疾患骨折が多いということが明らかになってまいりました。加えて、近年は協会けんぽ加入者のデータも把握ができるようになりまして、美瑛町の協会けんぽ加入者には、運動習慣のない方が８割、若い年代に肥満、脂肪肝の所見が多いということが分かってまいりました。これらの課題もありまして、今回の健康ポイント事業を来年の４月から開始したいと思い、準備を進めているところでございます。こちらの事業をすることで期待される効果といたしましては、運動習慣化することで、肥満、血圧や血糖の改善のほか、筋力骨密度の維持増加につながり、生活習慣病だけではなく、介護予防にも寄与すると。ほかの自治体の事例では、１人当たりの医療費や介護費の伸びの抑制効果といたしまして、１人１７万円の抑制効果があるというような話も聞いております。また、他の行政施策との連携や、楽しく参加できるイベント等の企画導入により、町民さん自身が気軽に楽しみながら、健康づくりに取り組むことができる。その他地域効果として、今までは健康関連品として脳ドックの無料クーポンですとか、血圧計ですとか、そういう健康関連品との交換だったのですけれども、新たにＢｅコインに交換することで、地域経済を循環させ活性化することも期待できると考えております。またＩＣＴを活用したデータの集計になりますので、その集計分析により、新たな町の健康課題が明確になり、それを保健予防施策に反映させていきたいと考えているところです。皆さんにお配りした資料のイメージ図を御覧いただきながら、こういう事業なのだなというところを

見ていただきたいと思います。こういうのがあったら自分は参加したいですとか、どういうふうにしたらたくさんの町民の方に参加していただけるかとか、その辺の皆さんの御意見をお聞かせいただきたいと思っております。この事業のイメージ図ですけれども、スマホのアプリですとか活動量計を持って歩いていただく。あとは体組成計で体脂肪や筋肉量を測る、血圧を測る、歩数を測る、健診を受ける、友人を誘う、各種事業イベントに参加するとあるのですけれども、環境事業と言いますか、当町で言うと缶トリーですとか、そういったものとの連携などとの連携も図りながら、そこで歩いてもらう。あとは、冬はなかなか運動する機会がないので、冬季間の歩くイベントとしまして、バーチャルラリーのようなものを企画し、そういうものに参加していただく。そういったものをしながら、ポイントを貯めていただいて、４月から１月までの間で取組をしていただいて、その期間で貯まったポイントを地域通貨Ｂｅコインに交換する。２月３月に交換して、交換したものを町内で使っていただくということを考えております。事業のスケジュールなのですけれども、１０月からプロポーザルで公募を開始いたしまして、１２月年内には受託事業者を決定し契約をいたします。１月～２月頃から町民にこういうものがあるよという事業の周知を図り、３月に参加者を募集、来年度令和８年４月には、体組成計等を設置した拠点を作りまして、初回セミナーを実施し事業を開始、各種事業やイベントを実施するという運びで考えております。１月に終了セミナーを実施し、２月から３月の間でＢｅコインに交換というスケジュールで考えております。事業の概要とイメージ図というところで御説明しました。今までは割と国保の方ですとか、高齢の健診を受けていただいた方とか、一部の方に対する取組が主だったかなと思っておりまして、町民全体に向けてのポピュレーションを含めたくさんの方に参加していただきたいので、皆さんもぜひ参加していただきたいですし、「こういうふうな工夫をしたら、皆参加してくれると思うよ」というような率直な御意見をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

（委員長）

リピーターじゃなくて、新たな新規の参加者が欲しい。そこに向けて呼び込めるような、面白いアイデアがあったらどんどん教えてくださいということですね。こうやったらいいのじゃないか、新しいことも古いことも、というところで皆さん何かないでしょうか。これは、Ｂｅコインが肝ですよね。あとどういうことをやったら、ポイントになるのかっていうところが、もうちょっと具体化されると良いのかなと思ったりしています。ちょっとタイプは違うのだろうけど、鷹栖が拠点を置いていて、そこに器具がちゃんとあって、体組成表とかデータをちゃんと取ってくれて療法士が置かれているかな。そういうふうに、場所があって、やるべきメニューに対してちゃんとアドバイスをしてもらって、そこで例えば週２日やるとか、そうすると把握はしやすいのじゃないかな。ポイント換算するにしても何にしても。自主的なウオーキングだと把握できないでしょう。ポイントの対象になるかどうかが。そこに器具がいるのだろうけども。例えば、そういう場があって、器具があってデータが取れてアドバイスをもらえるというところで、それにポイントが付いてくるような仕掛けがあると、分かりやすいのじゃないかなっていう気がします。誘い合ったりだとか。

（事務局）

拠点のお話をいただいたのですけれども、健康づくりの拠点というものを、今現在では２か所考えていまして、やはり保健センターに足を運ぶというのは、健康に関心のある方は来ていただけると思うのですけど、無関心の方も不意に何だろうと思って立ち寄っていただいて、そこに今お話しいただいた体組成計と血圧計が置いてあります。そこで測ります。そこはスマホのアプリでＱＲコード連携がされていて、そこで測ったデータが結びついて自分のデータがいつでも確認できるっていう仕組みを考えております。ただ、そのスマホを持ってない方もいら

っしゃると思うので、初めに委員長がお話ししていただいたみたいに、当町は高齢化率も高いので、そういったところでは、活動量計を使って活動量計もデータ連携ができるものを使い、そこで歩数の確認ですとか、データを送っていただくと、それが自動的にポイント換算できるっていう仕組みの構築を検討しているところです。

（委員長）
　総合体育館の片隅でやるとか、あり得ないでしょうか。

（事務局）
　場所は何処がいいかなっていうところは、正直迷っているところで、運動しに行こうという意識のある方は、スポーツセンターとかそういう所も行くと思うのですけど、たまたま通りかかって、目についた方が、「何だろう？」と思って、そこから興味を持っていただくとか、そういった場所がいいのか、ちょっと設置する場所はまだ今検討中のところです。町民センターとか、役場とかがいいのかスポーツセンターが良いのか、何処が良いのかなっていうのは、まだ決めかねているところです。

（委員長）
　皆さんのから、こんなことが良いのじゃないかとか、何かないでしょうか。

（Ａ委員）
　今の話を聞いていると、やはり何処かの拠点に行かないとダメだということになるのかな。というのは歩くだけだと、例えばゴルフしたらどうなのって話になるのですよね。単純にアピールすると、歩くだけでポイントが当たるよねっていう雰囲気にもなりかねないのかなと。ただそれでも、歩くだけでプラスにはなるのですよね。普通ゴルフって、大体１ラウンドしたら２万歩歩くのですよ。ところが今は、皆歩かなくなって、カートを使うと半分以下になるのですよね。だからその辺も、歩けば絶対的に何らかのプラスになるのですけども、どの辺までね。いたずらに増やしてもいいのだということなら、それはそれぞれ良いのですけども、どっかの拠点に行くとなったら、面倒くさいよねって話になっちゃうもあるだろうし、今は当然スマホ管理ができるのであるから、それに対するものがね、どれだけの投資が係るかは別にしてね。なるべく自分の自宅でもできるような形であればね、もっともっと活用する人が、広がるのじゃないのかなと。ゴルフをやるときも万歩計つけます。

（事務局）
　今お話いただいた、拠点に行かなきゃいけないのかなという点ですが、拠点に来ていただくと、ポイントは確かに追加にはなるのですけれども、言っていただいたように、ただ歩くだけでもという部分で、そのポイントをどういうふうに設計するかというのが凄く難しくて、ただ単に、たくさん歩けばそれだけポイントも上限無く積み重なっていくのが良という設定、又は月平均何歩以上で何ポイントとか、毎日の歩数が何メートル何千歩だったら何ポイントとかこつこつ貯めていただく。一過性で終わりではなくて、やはり続けていただくという仕組みを、どのように構築するのが良いかなっていうところは、現在検討しているところです。ありがとうございます。

（委員長）
　どうですかよろしいですか。

（Ｂ委員）
　自分が、毎回人間ドックで指摘されている内容が盛りだくさんで載っているので、耳が痛いのですけども。僕がちょっと思ったのは、指摘されて、健康相談をされますかって聞かれるのですけど、なかなか素直に「はい」って言えてない自分がいるのです。こういう健康に対してどれだけね、日常から健康に対して意識のある人ばかりじゃなくて、全ての人だと思うのですけども。そういう人たちが健康に対して意識を持つかっていうところが、何か大事なのかなって思います。そのためのインセンティブとしてのＢｅコインってのもよく分かります。ただ、なかなかＢｅコインをもらえるから、健康に意識しようっていうふうにつながるかというと、多分、僕はないと思うのですよね。これは僕の個人的なものですけれども。それよりも、何かその健康に関連したイベントとか、そういったものを通じて健康意識を高めて、参加してもらった方が、こういうイベントや日常的に継続するような、活動にする。ポイントにつながるとか。そうしていかないとなかなかね、きっかけって難しいのかなって思います。これまでも健康マイレージ事業ということで出されていて、そういう成果があるっていうのも、分かったのですけども、個人的なお話ですけど、僕も勿論この会議に出席し、たくさん耳にはしているのですけれども、参加していない自分でいる訳で、何かこういう健康に意識するような、例えば芸能人を呼んでやるとか。そういうところに参加した人に、そういうきっかけを与えるとか、例えば有名な健康教室から、誰か１回来てもらうとか、そういうようなことをきっかけにして、健康や体調管理っていう部分で目を向けるきっかけを作るとか。何かそういうような、１番最初の入口のところを、何か関心を持ちやすいなというか、自ら参加して、結果参加してみたいなっていうような、流れを持てるような施策っていうのも面白いのかなというふうに感じました。意見ではないのですけども、参考までに、自分自身を振り返っての話ですけれども、そのように感じました。

（事務局）
　今、たくさん御意見をいただいて、なかなか歩かない方とか、アンケートを取ってみると、やはり忙しいからとか、ほかで体を使っているからという理由があって、その忙しい方にも如何に楽しく、きっかけを持って参加していただけるかなっていうのは、本当に肝になってくるのだろうなというふうに思って、お話を聞いていました。今考えているのは、行政だけで頑張るのじゃなくて、やはり町民の方にも主体的に参加していただいて、広く口コミで広がっていくっていうのが理想だと思っていまして、健幸アンバサダーみたいに、口コミで広げていただく方とか、健幸大使みたいな感じで、事業を一緒にやっていただく方とか、そういう方とも連携しながらやっていきたいなと思っています。ここにいらっしゃっている委員の皆さんも、ぜひ一緒に参加していただいて、広めていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。以上になります。

（委員長）
　はい、皆さん参加の要請がありました。それでは、議案第1号についてはよろしいでしょうか。

（２）保健福祉課所管の各種事業の見直しと今後の方向性について･･･資料２

（委員長）
　それでは『議案第２号　保健福祉課所管の各種事業の見直しと今後の方向性について』事務局から説明をお願いします。

（事務局）
　議案第２号について説明をさせていただきます。本議案につきましては、３つの資料２－１から２－３まで御用意をさせていただいております。この内容につきましては、令和７年度から既にスタートなりをしている事業となっておりますので、この部分については一旦御報告というような形になろうかと思います。この内容を踏まえて、この後美瑛町では１０月頃から令和８年度の予算編成の準備を進めていく形になろうかと思います。その際にですねこの事業に限らず、様々な福祉に関する事業、健康に関する事業について、町民さんにいろんな場面で接していらっしゃる委員の皆様から御意見を頂戴いたしまして、その御意見を保健福祉課としてのエビデンスとして、来年以降のそういった福祉施策の改善というか、方向性に結びつけていきたいなというふうに考えておりまして、今回御提案をさせていただいております。一旦、この事業内容につきまして順次説明をさせていただきたいと思います。

（事務局）
　それでは、介護サービス利用料軽減助成事業の助成率変更について御説明をさせていただきます。資料２－１を御覧ください。こちらですが、在宅で介護サービスを利用されている方の利用者負担１割の半額に当たる５％を助成する「介護サービス利用料軽減助成事業」を長年実施してまいりましたが、今年度より助成率を５％から４％へ変更させていただきました。資料２－１の通知文を、令和７年度の更新申請の御案内とともに、前年度の利用者２６９名に送付をさせていただいております。令和８年度以降につきましても助成率の見直しと、事業の最適化に向けて進めてまいりたいと考えております。こちらの説明につきましては以上になります。
　続けて、資料２－３についても、御説明をさせていただきたいと思います。美瑛町除排雪等助成事業になります。こちらですけれども、これまで美瑛町除排雪サービスとして、町が除排雪事業者へ委託する方式により、町民の皆様へ除排雪サービスを提供してまいりましたが、令和７年度より除排雪等助成事業として、サービス利用者への助成方式としてサービスの形を変更をいたしました。事業内容といたしましては、２－３のチラシのとおりとなっておりますが、主な部分としましては対象費用として、外出等の日常生活に支障が出ると見込まれる場合の雪下ろしですとか、除排雪の費用、それから雪害対策に係る必要な物品の購入費用、あとは雪止めですとか、窓が割れないような窓囲いの費用ですとか、そういったものを助成対象としております。助成の上限額を３万円としており、係る費用の４分の３以内の助成額となっております。説明としては以上になります。

（事務局）
　続きまして資料２－２になります。１０月２０日から「患者輸送バスひまわりバスが変更になります」という報告になります。ひまわりバスは、町立病院への通院手段として、主に郊外に居住されている町民の皆様に御利用いただいております。平成１２年に購入した車両も老朽化しておりまして、現在の利用者の数を踏まえまして、バスから乗用車に小型化をすることにいたしました。また、今後の町の交通形態を見直していくために、試験的に予約制を導入していきます。これまで同様、定期路線を定時に１０月からも運行しますけれども、車両が小型化しますので、予約をしていただいて運行をしていきたいと思っております。２０日からについては、普通乗用車、定員は７名なんですけども、乗っていただく方の定員として５名、３日前までに電話かＬＩＮＥで予約をしていただく予定をしております。電話での予約はバスセンターと保健福祉課社会係で受けて、公式ＬＩＮＥのでも、ネットで予約をできるような形をとりたいと思っております。以上となります。

（委員長）
　説明がありましたが、三つの事柄でしたよね。何か皆さんのから、御意見や御質問など、いただけないでしょうか。

（Ａ委員）
　資料２の１、助成割合が５％から４％ということなのですが、これで金額的にどのぐらい変わるのですか。

（事務局）
　費用についてですが、元々５％のときで、およそ助成事業の総額で１０００万、程度というところでしたので、それを４％に減らす部分については、全体総額の約２割ぐらいが減ってくるような形になります。ただ、今年度につきましては、年度の途中で変わる形となります。ややこしくて申し訳ないのですが、事業としては４月から始まり３月の締めなのですが、この事業自体の年度替わりが８月となるものですから、そこの部分も踏まえると、少し今年度については減り幅は少ないのですが、基本的には１％につき、大体２割ずつ減るというような中身にはなってございます。

（Ａ委員）
　ということは、１０％で１，０００万ぐらいということですか。

（事務局）
　全体５％で１，０００万位が掛かるということです。

（Ａ委員）
　５％で１０００万ということは、１％削ってもも２００万位しか削れないということですね。

（事務局）
　そういうような形になります。

（事務局）
　この後、１年ごとに４、３、２、１と段階的に削っていく予定です。

（Ａ委員）
　最後には０となっても、全体の補助金としては１，０００万ぐらいしか削れないということですね。はい、分かりました。

（委員長）
　他に御意見はないですか。

（Ｃ委員）
　まず資料２－２のひまわりですね。これは試行としてやるということですけれども、とりあえずスタートは、現在運行しているひまわりの時間帯しかしない、ということでいいですね。将来的に予約をやってみて、需要があれば、別な方法も検討するというような認識でいいですか。

（事務局）
　今回のひまわりバスにつきましては、委員おっしゃったとおり、まずは今回の車を乗用車型に変更するということで、今までひまわりバス自体がせいぜい乗っても７人位の状況でありましたので、また逆に乗らないときもありました。そういったときも、定時で走っていた状況になります。そこについては、やはり無駄が生じているというところも含めまして、今回いきなり変えてしまうと、今まで乗っていた人が乗れなくなる恐れがある。仮に予約は取るのですけれども、乗れなくなる可能性があるということで、来年の３月までは、今までどおり、今までの定刻で今までの路線で一旦走ります。ただ走るのが乗用車となります。その間に、予約について慣れていただくために、一応予約をしていただくというような方向性で進めさせていただいて、来年４月からの予定としては、予約を取っていただいて全く予約の入らないときについては、走らない方向で検討していきたいなというふうに思っております。

（Ｃ委員）
　ちょっとイメージが違ったんですけども、今言っている、実際に御利用される方のニーズっていうかそういうものを聞いて、定期的に今まで運行していたひまわりの時間帯でやると。そこはいいんですけども、何か今のニュアンスだと、例えば予約が入らないときは走らないっていうことですから、逆に何ていうんですかね、狭めて行く感じに受け取っちゃうんですね。ではなくて、私は逆に病院だけでなくて、例えば買物もあるのか、町内も一部含めて、そういう足のない方、困っている方に対してこのひまわりバスを使っていただく。外に出てもらって買物してもらったり、出てもらって何かをしてもらうという機会を提供するイメージを持ったものですから、そういうことも含めて検討していただけるならなお幸いかなと思います。言っていいかどうか分かりませんけども、町長の公約の中にもそれらしきことがあるので、ちょっとその辺の検討もできればお願いしたいと思います。以上です。

（事務局）
　今の御意見につきましては、要は町の公共交通の考え方になろうかと思います。ひまわりバスにつきましては、先ほど言ったとおり若干無駄な部分もあり、また、今現在も買物等で御利用されている方もいます。その上で大体７名程度が最大の人数ということだったので、そうするとかなり、空車で走っているような状況もあるので、その辺については整理をしていかないとならないかなと思っております。町全体の公共交通につきましては、この事業、保健福祉課で所管をしていますけれども、まちづくり課で公共交通について考えていくということで、これはその実証実験を兼ねているところです。そのため、今後、だんだん人口減少で郊外の人たちがいなくなっていく。例えばスクールバスとかも、学校がなくなって廃止されていく可能性もないことはないです。そういったときに、地域の交通をどうやって確保していくのか。そこで、町としての資源は限りがあるものですから、なるべく、無駄のないように、かつ、町民さんの利になるような公共交通がどういった形が考えられるのかというところをですね、併せて検証していくための一つの手段というか、テストということでやっていきたいなというふうに思っております。以上です。

（Ｃ委員）
　２点目です。資料２－３除排雪の関係なんですが、対象の世帯は７０歳以上の方、又は障害云々と言っていて、町民税の非課税っていう限定ですね。これは国も得意なのですよね。非課税。自民党や公明党が２万円配るとか何とか言ったやつも非課税って言っています。そこでちょっとお聞きしたいのは、町に７０歳以上の非課税の世帯っていうのは、何件あるのか。それともう一つ、今思いつきで聞きますけども、均等割世帯っていうのが非課税に近い状態で、均

等割だけ係っているけど、それほど収入のない世帯っているのですよね。これも何世帯ぐらいいるのか。そこが１番ちょっと重要かなと思うのですよね。だから、例えば、今美瑛町は４，８００世帯ぐらいあるのかな。その中の非課税世帯っていうのが、何世帯あるのか分かりませんけれど、結構お年寄りの方が多いと思うんです。それで今言う均等割だけの世帯、そことの整合性でですね、これがどのぐらい対象になるのかというところが、もし分かればと思い質問します。

（事務局）今の質問に直接的な答えにちょっとなるのか微妙ですが、Ｃ委員も多分御存じのとおりですね、保健福祉課としては、町民の方の税情報を、勝手に見るということはできない状況にあります。例えば今回やっている秋の生活支援事業につきましても、非課税の方が前提という制度となっております。国がやる部分については、国で法律の中で見ていいですよというような、法律の立てつけができた場合についてはできるのですけれども、町単独で何かをするとしたときに、この家庭は非課税です、この家庭は課税ですというのを把握する、又は個人の所得を見ていくっていうことが正直できないので、いろんな制度でですね、申請行為というのが出てきている状況になります。先ほど言いました、非課税と均等割世帯というところで、具体的に何世帯っていうのは、正直お答えすることはちょっと難しい状況にあります。ただ、事業をやる際にはなるべく皆さんに周知を徹底し、申請いただければ、その際に同意をもらって非課税かどうかというのを把握する形になるので、保健福祉課としては周知徹底をなるべく図っていきたいなというところです。

（事務局）
　先ほどの具体的な数というのは、すぐお答えできない部分はあるんですけれども、昨年度を使っていただいた方は約８０名程度いらっしゃいまして、その中で、均等割の方が約４名いらして、あとは非課税というような構成になっているという状況でございます。

（Ｃ委員）
　今言われた８０名は、非課税が７６名と、均等割が４名ということですか。均等割の４名の方も対象になるんですか。ならない？ならないのですね。ということは、お断りしたってことですね。そこで、個人情報って言われるけど、実際には個人の情報の積み上げなんでしょうけれども、今私が聞いているのは、町全体の話であって、誰々さんという話ではないんですよね。それと担当課で、積み上げる段階では当然予算というものを立てなければならない訳ですから、概ねの数っていうのは恐らく捉えていると思うのですよ。それを言えないっていうのは、ちょっと私は納得できない。以上です。

（事務局）
　御意見賜りましてありがとうございます。今までですね、国の制度、最近で言えば地方創生臨時交付金とかもありましたが、国からお金これぐらい出ますよというような制度が出てきております。そうしたときに、町では、どれぐらい本当に非課税がいるのか。大体は縛りが非課税になるので、非課税の方はどれぐらいいるんだというところで、実際予算化を町としてはしないといけないとしたときに、正直な話を申し上げますと、かなり山勘というか多く見積もっており、そうすると執行残がかなり発生します。これは予算を議会にも出しておりますので、正直に申しますけれども、一旦予算化したものについても減額補正なりをかけて、執行残については予算を削っているというような状況にあります。なので、捉えていると言われるとですね、捉えてないというのが正直なところでございます。
　例えば、今回の秋の生活支援給付金につきましては、昨年度の申請件数とかがございますの

で、それを参考に、予算化していくというような状況にありますので、具体的にこの家庭が何件あるから何ぼっていうものについて、積み上げを保健福祉課でしたことは、今まで正直ございません。

（Ｃ委員）はい。これ以上やめます。

（事務局）
　よろしいですということなんですが、決算からいきますと、去年冬の生活支援事業というものをやりまして、そのときは、申請があった方が約７００数十世帯だったと記憶しています。その方々が全員この除排雪事業として申請されるかどうかは、また、目的が別になりますのでちょっと違うとは思いますが、参考数値としてはそのぐらいの数だというふうには考えております。

（Ｃ委員）
　分かりました。何かの機会に均等割り等の世帯が分かれば教えていただければと思います。非課税と均等割りと言うのは、凄く難しいと思っています。幾らか均等割を納めているけども、それほど収入的には非課税と変わらない人もいるのが事実だと思いますし、実際身近な方でそういう方見ています。だからその辺がね、非常に難しいかなと思っています。

（Ｄ委員）
　素朴な疑問を一つさせていただきます。資料２－３について随分前にもちょっと話したと思いますが、助成対象世帯が７０歳以上の方、又は身体障害者手帳と決めていますよね。知人は身体障害者手帳を持ってなくて、療育手帳でもこれが来たのですよね。その方が、私は身体障害者手帳を持っていませんが来ました。だから障害者手帳とか、きちっと書いたほうがいいのではないかということについて、前にも、たしかお話したはずなので。療育手帳の方にも来ているんですよね。７０歳以下ですけれども、ひとり暮らししていますし、これがずっとまず直ってないんだなって思って。今日利用者さんが持ってきました。

（事務局）
　一応スケジュール的には、送っているケース送っていないケースもありまして、実はケース的にそのチラシだけ送っているところっていうのは、実は均等割の世帯のところを中心に、今回送らせていただいた経緯はあるのですが、それ以外のところで昨年度利用されて該当になられるお家については、明日以降で全件訪問して御説明させていただく予定で準備している状況です。

（Ｄ委員）
　ところが、今日持ってきました。それでこの身体障害者手帳って書いてあって、本人は混乱します。そういったのがちょっとあったので、この後相談させてください。それがまず1点です。

（Ｄ委員）
　資料２－２なのですが、ダウンサイジングするのは分かりました。それで、最大今までマックス７名であったということで、今回は５名しか乗れませんよね。予約の時点で７名以上になった場合は、ダウンサイジングしなくて２回走るのですか。

（事務局）
　はい、お答えいたします。今回のバスについては最大５名、乗用車ですので５名となりますけれども、ひまわりバスの運行については、バスセンターで今まで運行しております。バスセンターでは、予備車もあり、また、現行のひまわりバスが動かなくなった訳ではないので、万が一７名とか８名とかの予約が入ったときについては、２回ではなくて、大型車両に切替えていきたいなというふうに思っております。

（Ｄ委員）
　はい。分かりました。

（Ａ委員）
　再度確認したいのですが、「ひまわりバス」これはあくまでも町立病院への送迎のためという判断ですよね。そうなれば、先ほど買物も若干いるかなという話もちらっとあった。町立病院の送迎だけに限ってしまうと、先ほどだけＣ委員が言っていた外出支援とかという、いろいろな部分に広げていけないと思うのですよ。ですから、もしそういう可能性もあるといのであれば、ひまわりバスの運行規定っていうのを少し見直して、もう少し広くできるようなことから進めていかないと、あくまでも病院向けのバスですよとなると、広がっていかないと思うんですよね。その辺も検討しながら、多目的に動かそうとするのであればね、そこも検討する必要があるのじゃないのかなというような気がいたします。

（事務局）
　はい、御意見ありがとうございます。今のひまわりバスのルートにつきましては３ルートございます。旭の方面、五稜の方面、それから藤野、新星の方面ということで、それぞれのバスは郊外の方から来たときに、町立病院には最終的に行くんですけれども、一旦駅の方を通ってですね、町立病院の方に行くようなルートを設定しておりますので、先ほど言ったとおり買物に使われているという方も、それでいらっしゃいます。今後ですね、先ほどＡ委員の言われたとおり、公共交通というところも踏まえたところでいくと、そこだけでいいのかというような話になろうかと思いますので、その辺ももっと別な要望があるとか、そういったところも乗っている方のアンケートを取ったりしながら、公共交通の一環となるような方向について考えていきたいなと思います。

（事務局）
　あわせてですね、社会福祉協議会さんでも今外出支援の移送もしていただいておりますので、先ほど説明員が申し上げましたように、町の全体の交通網のところもそうですし、現在あるサービス等とが重複してしまったりしても勿体ないので、そういったところも協議させていただきながら、町全体のところと福祉的な部分、通常の方も使えるようなものとのとして、上手にやっていけたらいいなというふうに思っていますので、今後またいろいろと皆さんとも協議させていただきたいと思っています。

（委員長）
　いかがですかよろしいですか。

４　報告事項

（１）手話言語及び意思疎通支援条例の制定と制定後の取組について［資料３］

（委員長）
　それでは、ここからは４の報告事項になります。『報告第１号　手話言語及び意思疎通支援条例の制定と制定後の取組について 』事務局から説明をお願いします。

（事務局）
　資料を３に基づきながら、御説明をさせていただきます。１の条例名に記載しておりますが、美瑛町手話言語の理解及び普及並びに障害の特性に応じた意思疎通の総合的な支援に関する条例、こちらの条例につきまして、本年の７月１日から施行をされているところでございます。条文につきましては、別紙の資料に添付をしておりまして、手話言語の部分とですね、意思疎通支援の部分を組合せた内容となってございまして、前文と８条立ての構成となっております。こちらの条例の制定後の取組といたしまして、まず合理的配慮に基づきます情報保障の対応について、改めて庁内で周知をしたところでございます。当たり前なところというところもあるんですけれども、改めて周知をしているというところになりまして、①につきましては、来庁者の方から筆談の申出があった際に、筆談による意思疎通の対応をするといったところですとか、あと保健福祉課に、しゃべった言葉を文字でモニター等に表示できる『ＵＤトーク機器』というものがありまして、そういったものを活用しながら円滑に意思疎通ができるように、配慮を行っているところでございます。②につきましては、いろいろな障害の部分がありまして、電話でしか御連絡ができない方や、メールでの御連絡しかできないという方ももちろんおられますので、複数の連絡手段を記載するといったところの配慮を行っております。③につきましては、集客的なイベントですとか福祉関連の行事とかを開催する場合に、可能な範囲でチラシ等にルビ、ふりがなをふることですとか、ユニバーサルフォントを使用するなど、見やすく分かりやすい表記とするよう、配慮を行っているところです。続きまして、④につきましては、現在は併用での情報提供をしているんですけれども、文字で情報提案というものと、音声で得る情報ということで、視覚や聴覚に障害がある方が等しく情報を取得できるような、配慮を行っております。⑤番につきましては、様々な町の講演会だとか、イベントごとの開催に当たりまして、こちらも可能な範囲という形にはなるんですけれども、車椅子の方のスペースを確保したりとか、あと弱視の方で前方座席でなければ見えないといった方のスペースの確保、更に聴覚の障害がある方には手話通訳の対応というような形での配慮を行っております。続きまして（２）になりますけれども、手話言語の条例名にもありますとおり、手話言語の理解及び普及を図るために、本年度、手話狂言の講演を予定しております。主催が美瑛町手話言語と意思疎通支援の普及推進委員会となっておりまして、こちらの委員がですね美瑛町地域自立支援協議会の委員の皆様が構成員となっております。②の日時に記載しておりますとおり、本年１２月１４日日曜日に町民センターで開催をするべく、保健福祉課が事務局となっており、事務局で準備を進めているところです。手話狂言というのがですね、どういうものかというものにつきましては、資料も５～６ページに付いていますが、黒柳徹子さんが代表をされている「トット基金」で運営されているものとなっております。資料を添付しておりますので、後ほど御覧頂ければ幸いです。今後におきましても、こちらの手話狂言の講演だけではなくですね、それぞれの障害の特性に応じたという部分での意思疎通の支援に関わる学習会や、講演会の開催を

検討しまして、いろいろな障害や障害のある方に対しての理解を深め、障害のあるなしにかかわらず、住みよいまちとなっていくように、いろいろ施策を進めていきたいというふうに考えております。説明は以上となります。

（委員長）
皆さんのから何か御質問御意見ないでしょうか。

（Ｂ委員）
質問というか、ちょっと確認なのですけども、音声を文字に変える何かそういうボードみたいなものを用意していると伺いました。今、ＡＩでも、簡単に音声を文字にできるんですけど、なかなかその続きがまた必要みたいな感じなので、上手く利用しづらいところがあるんです。町で持っているボードとやらを、民間である我々にも必要に応じて借りるっていうことできるんでしょうか。

（事務局）
先ほど御説明させていただいたのが「ＵＤトーク」というもので、こちらは、基本的にはスマホとかのアプリになります。「ＵＤトーク」という名前で探すとフリーの無料のアプリがありまして、実際個人の方でも使われていたり、一応、外国語でしゃべった言葉についても変換できるっていう機能も付いていたしますので、用途が結構幅広く使えるものとなっています。聴覚に障害ある方の御意見やお話を聞く中で、やはりその精度が非常に高いということで、基本的に普段しゃべっている言葉であればあまり誤字がなく、専門用語となると別なんですが、普段の言葉はしゃべったとおりに文字に出るっていうような形になっておりまして、個人でも勿論フリーで使えるということです。あと役場で用意している機器というのが、パソコンから出力される音声をそのままモニターに映すとかっていうときに使う機器だったり、あとはアプリをダウンロードするタブレットだったりっていうのを、御用意しているという形であり、通常の個人の方でも、私もスマホにＵＤトークのアプリを入れているんですけれども、フリーで使うことが可能なので、もし良ければ入れてみて、しゃべってみると結構精度がよく表示されたりしますので御参考としてください。

（Ｂ委員）
凄いアプリを紹介していただき、ありがとうございました。

（Ｄ委員）
質問ではなく意見として言わせていただきます。今回の手話言語及び意思疎通の支援の条例ということで、自立支援協議会で案を作らせていただいた立場でお話しさせていただきます。今回、条例制定後の取組ということで、役場庁舎内での取組項目が５つあるんですが、今回このような手話狂言の講演だったりっていうことで、やはり広く、例えば病院ですとか郵便局、銀行あるいは民間のいろいろな商店だったり、そういったところにも、やはりこういった対応をしていただけるようにっていうことを含めて、今回この手話狂言の講演というものがあります。今後、やはりいろいろな研修を通じて、聴覚障害者の方だけじゃなく、目の不自由な方だったり、あるいは知的な障害を持ってらっしゃる方だったりっていう部分の中で、広く広めていきたいというのが今回の目的でございます。どうしても手話言語っていう部分に目が行ってしまうんですけれども、やはり全ての障がい者の方も含めた意思疎通の条例ということですので、やはり役場が先頭になりながら、それこそ先ほど言いましたように民間の商店から、そういったところにも、やはりどんどん広めていっていただいてですね、障がいを持っていらっし

ゃる方々がこの町で過ごせる、あるいは情報を得ることができる、いろんな方とお話ができる、そんなまちにしたいということでこの条例を作りましたので、ぜひ皆様も御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

（２）東部地区コミュニティ施設の整備状況について［資料４］

（委員長）
　それでは『報告第２号　東部地区コミュニティ施設の整備状況について 』事務局から説明をお願いします。

（事務局）
　資料４につきまして、説明をさせていただきます。昨年の健康と福祉のまちづくり会議でも一旦御説明をさせていただいておりますけれども、現在、東部地区で建設を進めておりますコミュニティ施設の現状につきまして、説明をさせていただきます。まず１の経過を説明をさせていただきます。ちょっと読み上げになりますけれども、地域社会の課題は多様化しており、特に過疎や高齢化が進む中、地域住民が安心して暮らし続けられる環境づくりが求められていると。そのような中で、横牛、朗根内、俵真布の３地区では東部地区コミュニティーセンターの期成会を令和４年２月に発足をさせております。この中で、地域住民が主体となって、地域が抱える課題を把握し、その解決策を地域で考えて、持続的な地域づくりについて、それぞれ話合いが持たれてきたというところでございます。その中で、今後の地域コミュニティの維持に向けて必要な機能、それから施設の在り方について、協議を進めてきているところであり、その内容を踏まえてですね今回、東部地区コミュニティ施設の建設に至っているというところでございます。キャッチフレーズと言いますか、小さな拠点、みんながつながる地域の家というようなところでございます。施設の概要につきましては２番になります。木造の平屋建て延べ、床面積７６８平米、間取りにつきましては、１枚めくっていただくと平面図を載せております。右の方から高齢者福祉棟となっておりますけれども、こちらは七彩さんが入る予定となっております。多目的室と書いたところのところが、子供部門のところということでなっております。それから集会室、こちらについては、今までの地域の集会所ということで、朗根内の集会場とかもこちらで使っていただくというところです。左の方に行きまして１番左に喫茶談話室とありますけれども、こちらについては、地域の方がですねそれぞれ集まって懇談をしていただくための喫茶ルームというような形です。真ん中農産物加工室となっておりますけれども、地域で採れました農産物とかをですね、加工していただいて、最終的に６次産業化も含め、地域の活性化につなげていただくというような、間取りとなっております。議案に戻りまして、３番になりますけれども、東部地区コミュニティ施設の機能というところで、こちらについては、大きく三つの機能を備えるということにしております。機能①といたしまして、おじいちゃんおばあちゃんの家、先ほど言いました主に高齢者福祉棟、それから②番子供とみんなの家ということで、主に多目的室、集会室、③番地域の食堂というところで、農産物加工ですとか喫茶談話室、また外では直売所も進めていくというような計画でございます。続いて地域活性化計画とありますけれども、これにつきましては、本年４月に先ほど期成会と言いましたけれども、そのほかに実際に運営を進めていく「東部地区運営協議会」を地域で設立をしております。その中で具体的に何を進めていくのかという計画を、５～６ページに記載のとおり作っていただいております。これに伴って、運営協議会では３つの部会を設置されています。４ページの運営体制のイメージになりますけれども、運営協議会の下に更に子供子育て部会、それから高齢者部会、加工施設部会という３つの専門部会を組織しまして、次年度の開所に向けて活性化計画に基づいて、それぞれ具体的な内容を現在検討していっているというような状況でご

ざいます。活性化計画の中身につきましては、ざっと申し上げますと、５ページからになります。地域活動事業というところで、地域会館機能は今の会館を移設しまして、東部地区全体で共有していくと。それから、趣味サークルの活動というところで様々な年代高齢者も現役世代も含めてですね、交流の場が広がればいいなというところでございます。直売所は、先ほど言いました地域の農産物等を販売する直売所、それから加工室というような内容を計画しているところでございます。６ページになります。子供子育て事業というところで、１番上のへき地保育所の移転と存続というところで、地域は考えておりました。こちらにつきましては、昨年もいろいろ御意見をいただいております。６月２４日に町から、保育については町の事業となりますので地域に調査をさせていただいております。内容については、この保育所の移転の計画が始まったのがかなり前ということになりますので、現状、地域として、どういう考えか、どういう状況なのかというのを改めて確認するという意味も込めてですね、期成会を通じて各行政区長様に、来年度の子供の保育園の入園児童の状況を確認をさせていただきました。そうしたところ、来年については３行政区とも、入園者はいないというような報告をいただきました。それを踏まえてですね、町としましては、来年の４月の保育園、へき地保育所につきましては、休所という方向性で考えているところでございます。続いて、明徳小学校児童の居場所というところになりますけれども、こちらについては、現在明徳小学校の児童がおりますので、その方々が、現在、なかよし児童館等に通って過ごしておりますので、ここの部分の居場所づくりになればいいかなというような計画でございます。あとその他少年団活動ですとか、お年寄りとの触れ合い活動なんかに使っていただきたいなと思っております。高齢者福祉事業につきましては先ほど言いました七彩の移転、それから町で考えている介護予防の事業等々にですね、この施設を使っていく。１番下にありますけれども、地域の見守り、声かけシステムというところで、この施設をキーに、地域住民がそれぞれ自立した生活、支え合いながら自立した生活を送っていけるような施設になればいいかなというところでございます。７～８ページに記載していますが、現在、それぞれ部会で具体的な活動を進めております。高齢者のほうで言えば、七彩で喫茶七彩を開設し、年代問わず地域の方にお越し頂いて、交流をしていただいているというところでございます。そこに子供も入ってですね、自分たちで作るお菓子だとか、そういったものを高齢者の方に提供したりして、世代間の交流が進んでいるというところでございます。また子育て部会につきましては、今回、寺子屋七彩というところで、夏休みの期間、子供たちが集まって、宿題を教え合ったりですとか、高齢者と触れ合いながら、ちょっと楽しみのゲームをしたりだとか、そういったことで過ごしているというところでございます。夏場はどうしても農繁期になりますので、農家の方は忙しいというところで、またエアコンとかもまだ設置されてない家庭もありますので、そういったところの居場所というところでも、大変好評をいただいているというところでございます。今後のスケジュールになりますけれども、９月に東部地区コミュニティ施設の条例案を提案をさせていただいております。資料につきましては、１１ページからとなりますけれども、こちらについては新規条例となりますので委員会の付託という形になりました。今後、委員会で検討をしていただいて、審議をいただくというような形ですのでまだ、制定とはなっていない条例でございますので、御承知おきいただきたいと思います。今後、施設の整備を進めていきまして、来年３月にはこの施設を管理運営をしていただく指定管理者を選定していきたいというふうに思っております。指定管理については今のところ、先ほど言いました東部地区運営協議会を想定しておりますけれども、こちらに指定管理の指定をした後、４月から実際に開所、供用開始というような流れになっております。工事につきましては、建物については今年で終わるんですけれども、来年については外構工事、舗装ですとか、今年できない部分について、若干残っておりますので、その部分について進めていきたいなというところでございます。説明は以上であります。

（委員長）
　ありがとうございました。今の東部のコミュニティ施設について何か御質問とか御意見ないでしょうか。何かぼんやりしていたものが、随分クリアに整理されたなというふうに思いながら聞いていました。あと保育所について、いろいろこの委員会の中でもね、議論があったと思うんですが、いわゆる制度に乗っかった保育所でなくて、児童館的な子供のたまり場みたいな。そういうところで、その中で自然にお年寄りたちと交流してもらおうかという作りですよね。何か落ち着くところに落ち着いたなと思っているんですが、皆さんから何か御質問、御意見はないでしょうか。

（Ａ委員）
　東部地区においては当初から、目的だとか利用者の数だとかその地域に対する影響力であるとか、いろいろな言葉が出ていたと思うのですよね。現実的に、もう始めたというのは事実でございます。そんな中で保育所の関係は、利用者は居ないよねって、そんなことは最初から分かっていたことなんですよ。ただ、今現実に進めた訳ですから、これはもう、どうもならない訳でやるのは良いのですけども、ただやはり、当初の目的が何だったのか。施設を作ったことによって、目的がちゃんと達成できているのかということ。当然一つには、地域のコミュニティづくりっていうのが、当然だと思うのですよね。それがきちんとできているかっていうのを、これから検証しながらやっていって欲しいと思うのですよ。今後、同じような考え方で地域のコミュニティが、美瑛町の中でいろんなところに出来上がるかもしれません。そのときの対応はどう考えておられるのか。東部で終わるのか。次の予算を組む考え方があるのか。要は、役場で予算をつけたってことは、値があるということでつけた訳ですから、他の何処かで要望があったら、当然やってくれるんだろうなというような期待はしております。その辺御検討いただき、まずは検証と、今後のいろんな方向性についても、きちんとしていただきたいなと思っております。以上です。

（Ｅ委員）
　現在、担当部長がこの議論に加わっているのですけど、令和４年から３年位は、私が地域の中でいろいろと皆さんと議論をさせてもらってきたのですよね。今、委員がおっしゃっているように、目的が何だったのかっていうのが、重要だって思っています。多分その頃議論したのは、保育所の建て替えというのが大前提としてあったのですが、それだけでは持たないだろうと。だからもう少し多目的な形で、地域の拠点になるものを作って、そこで、その拠点を通して、地域の方々が自分たちの課題を自ら解決していけるような、そういう仕組みづくりが必要ではないかという議論だったのですよね。ただこれもなかなか大変で、そこを引っ張って行くのは一体誰なのかという話になりました。はっきり言って、地域の人たちは、私たちのところに丸投げしようと考えてたようですが、忙しい訳ですよね。農家をやりながらいろいろとで忙しい。コミュニティーセンターを作るのはいいけれど、どう運営するかということについて、しっかりと最初から決めなきゃいけない。そのために必用なものは、運営協議会を動かすエンジンになるものが必要だ。ある意味事務局ですよね。一年を通してしっかりと専従で動いていけるような、事務局を配置する必要があるのじゃないかというのが、議論の最初からずーっと続いていたのですよね。そこでちょっと知恵を出してくれたのが、委員長ですけれど、当初議論している中で、例えば地域おこし協力隊みたいな形で、そういう国のお金を上手く使うことができないだろうかという議論があって、結局、役場が協力してくださって何が実現したかと言えば、集落支援員を総務省のお金を使って専従で置くことができて、今年の４月から既に動いています。だから、まず建物ができる前から、そういう運営協議会の核になる事務局を置いて、事務局がその地域の方をつなぐ役割を一生懸命やろうと今動いている訳です。これがもし

上手く、もしではなく上手くいかせないと駄目だと私は思っているのですけれども、やはり建物を使って皆がどう連携していくか。集まってくれる仕掛けづくりというか、そういう人が大切だと思っているのです。それを東部地区で実践する中で、これが上手くいけば、ほかの地域の中でも、それを発展させていくことができるのではないか。これは私が思っていることです。だから、かなりこの東部地区の今後の動き、出来上がることよりも、出来上がった後にどう動いていくかっていうところがとても重要であって、私たちはそこのところを、しっかりと見ていく必要があるのではないかと思っています。併せて、この議論の中で、私はとても良いなと思っていることは、役場の中でもいろんな課の特に若い世代の職員の方々が、一緒になって考える場所ができているということは、何かとても良い材料なのかなというふうに思っています。いずれにしても、これからだというように思っていますけれども、個人的にはぜひ成功して欲しいなというふうに思っています。

（委員長）
　健康づくりや予防で、Ｂｅポイントをやってみることも考えられる。

（Ｃ委員）
　今、Ｅ委員が言われたとおり、私もこういう施設ができて、上手く運営がされて、成功して、本当に注目浴びるような施設になってくれることを望んでます。ただ、ちょっと言いたいのが幾つかあります。この施設が始まった段階で、パブリックコメントがたしか５０ぐらいあったと思います。その中の半数以上は、ちょっと反対的な意見。要は、建物自体の総事業費が７億円ぐらいという中で、地域の方は地域の方で一生懸命検討されてきたんですけども。例えば学校も将来でどんな形になるか分からない中で、空き教室もあったり、いといろな質問をしています。それはどうするんですかって言ったら、町の答えは、そこはそこで、また別なものを考えるっていうような発想なんですね。それと、さっき言った総事業費として７億円が掛かっている中で、町の持ち出しはどれぐらいかと聞いているのですが、その質問の答えは一点張り。令和７年の持ち出しは、２，３４０万円しかかからないと。７億のうちの２，３４０万ですよ。そんなんでできるのだったら、もうあっちこっち、何ぼでも作ったらいいと思うのですね。私に言わせれば、そういう答えではなくて、総事業費７億円で、国の補助が幾ら、道の補助が幾ら、そのほかに補助金があるのか無いのか。そして、起債という表現にはなるのですが、町の借金です。これは幾らあって、何年でどうやって返していくのか。その結果、単費として２，３４０万が令和７年度に持ち出しとしてかかる金ですと。そういう説明をしないと駄目なのですよね。それで、事務局さんにはちょっと申し訳ないんですけど、そこの今言った７億円の内訳をですね、もし分かっているとすれば教えてほしい。それから先日の議会を聞いていれば、備品で２，５００万円強を使っています。これにも当然その補助は入っているんでしょうけども、当初の話では、２，３４０万円しか使わないよって言っているのに更にまだ事業費が増えた。更に来年は外構もある。トータルが幾らで、どういう内訳なのかというのを、本当はきちっと公表すべきだと思います。これが自治基本条例の基本だと思います。ちょっと言い方きつくて申し訳ないのですけれども、そこをきちっとしないと駄目だと。また、一つ町の答えなのですが、非常にですね、国会答弁のようなずるい逃げ方をしています。施設の利用料金の設定などについては、令和７年度中に行う予定であり、一部不透明な点がございます。それで、今言っている令和７年度における町の一般財源からの支出は２，３４０万としており、実質負担の少ない事業を進めてまいります。この答えが、どの質問に対しても１０件ぐらいこういう言い回しです。ここはさっき言いいましたように、もう少し分かりやすく説明すべきだと思います。ちょっと言い方がきつくて申し訳ないのですけども、本当にこれは成功して欲しいと思いますし、せっかく建てて、変なことにならないようになってほしいと思います。保健福祉課さんは原課で大

変だろうと思いますけれど、今のまちづくりのパブリックコメントに対する答えは、保健福祉課の回答ではないような気がしています。まちづくり担当課なのか、総務課なのか分かりませんけども、その辺の横の連携も、理事者の連携もきちっととっていただいてですね、開かれた自治基本条例に基づく、情報公開的なものを今後お願いできればと思います。以上です。ちょっときつくて申し訳ございません。

（事務局）
　様々な御意見ありがとうございました。まず最後におっしゃられました、自治基本条例に基づくパブリックコメントでございますので、もっとしっかり誠意ある答えをということですので、これにつきましては、今回の施設については、総務課、まちづくり課、保健福祉課、それから農林課ですとか、様々な課が合わさって検討を進めていっているというところでございますので、各課で共有しながら、もっと透明性の高い町民に納得いただけるような回答をしていきたいなというふうには思っております。先ほどおっしゃってました金額につきましても、具体的に言いますと、この事業につきましては、令和５年から最後に来年度に外構をやりますという話もありまして、令和８年度までの事業を見込んでおります。総体といたしましては、７億４，６００万円の総事業費となっております。国庫補助につきましては、２億４千万円ちょっと、それから、森林環境譲与税という税金が入っており、基金に積んでおりますので、その繰入金が１，４００万、町債、先ほど話のあった借金の部分になりますけれども、これが、４億６，５５０万となっております。最終的に２，３４０万という話がありましたけれども、５年から８年まで通して一般財源につきましては、２，６０８万７千円の予算を組んでいところでございます。補助につきましては、町に補助金という形で国庫補助が入ってきますけれども、町債につきましては、先ほど委員が言われたとおり、借金というような形になります。ただ一方で、この債権につきましては、辺地対策東部地区コミュニティ施設整備費ということで、こういった債権を活用しておりまして、これにつきましては８０％が国から交付税として入ってくるというところもありますので、有効な財源を活用して行っているというところでございます。あと、様々な御意見がありました、この施設を本来作ることが目的ではなくて、町としては、コミュニティを形成していくということが、最終的な大目標なんだろうというところでございます。ですので、今後、各地域から要望があったときに、そのときに施設が必要であるのか、もしくは現行の何かを活用して地域コミュニティが形成していけるのか、そういったところを検討しながら、その時点で考えていかないといけないかなと思っております。先ほど、期成会それから運営協議会という組織が結成されましたというお話をしましたけれども、町としましては、地域が支え合って考えて課題を解決していくところを、様々な課がそれに寄り添ってですね、サポートをしていく、地方自治の一つというところで考えているところですので、今後についてもそういった方向性でいきたいなというふうに思っております。以上です。

（Ｂ委員）
　昨年もこの施設の建設に当たって、いろいろ質問もあったり、不透明な部分もたくさんあったのですけど、それはそれとして。今回、報告いただいた中での目的と効果というところで１点確認したいと思います。明徳小学校児童の居場所というところが書かれてあるのですね。これまでは、児童館、中心部にある児童館まで片道３０分かけてスクールバスで通っていた。放課後のことだと思うんですけど。これは、このコミュニティができることによって、町場への送迎はなくなるということですか。それとも、併用して、居場所という形で存続させようとしているのか、ちょっと伺いたい。

（事務局）
　明徳小学校自体は、スクールバスというところで通常規定どおりの運行は今までどおりする。明徳小学校がある限りは、運行する形になろうかと思います。一方で、この保育所の話もありましたけれども、当初から、地域の要望としては、子供がいて、そこに親御さんがいて、なるべくその保護者の希望に沿った形で保育だとか、見守りとかをしていって欲しい。そういった柔軟な運用をお願いしたいというふうに言われております。ですので今後も、どうしても町に行きたいという子も、中に入ると思うんですね。そういったところについては、別にそこを妨げる予定もございませんし、そういったことではなくて地域で、やっぱり近くで見守りたいというような保護者もいますので、そういったところについては、この施設を活用していくというようなことになってくるのかなというふうには思っております。ただ、そこに、放課後児童クラブができるとかという話では、今のところはないというとこです。

（Ｂ委員）
　地域の子供の数っていうのは、勿論捉えていると思うんですけど、今後の見通しっていう部分を当然考えなければ、先の検討はできないと思うんですよ。そこの部分が非常に甘いので、今回のようなことになっているのかなと。保育園の話はね、へき地保育所の建設については令和４年から始まった話ではなくて、もっと前から要望があったのだと思う。その中において直近の状況なり動向というのは、行政区等いろいろ話をたくさんヒアリングした上で、状況っていうのは本来分かるべきだと思うのです。そこが十分詰まってない中で、今回施設の内容を見ると、保育所っていう部分の色は非常に薄いんですけど、やっぱり保育所としての機能、休所と言いましたけど、休所っていう以上、やっぱり保育園機能が残った訳ですよね。この考えがどうのしっくりこないというところがある訳です。だから、これからの明徳小学校の存続の問題も、やっぱり子供の数によって、いろいろ検討されるっていうのが将来あるかとは思うんです。将来ですよ。やはりそういった先を見据えたドラフトっていうか絵を、誰かが書かなきゃいけないと思うのです。町は、そこのドラフトは書かないのかなって、何か責任をとってないような気がしてならない。地域にばかり依存して、地域の声がそうだから。じゃあ地域の声があれば建てるんですかっていう、そういうことじゃないと思うんですよね。責任とるのはやはり町だと思うので、やはりそのドラフトなりをしっかり立てた上で、進めるべき事業だったんじゃないかなというふうに、個人的には非常に思っています。また、子供の居場所という部分については、僕も仕事柄、本当に大切だなというふうに思います。それが１人であっても２人であっても、やはり居場所というものが地域にあったほうが良いんだろうなっていうのは勿論そう思う。ただ、この七彩さんの寺子屋の中に映っていた映像として、ユーチューブを見るだとかテレビゲームをする。それって、そういうものを、何か推奨しているように僕は見えてしまうんです。ユーチューブを見て過ごす場所がそこなのだろうか。本来の居場所って、やっぱり子供たちがやりたいことを見つける。活動の中で見つけるものだと思うのです。遊びもそうですけど、遊びを一般社会や家庭で提供するのが一番ではなくて、自然の中だったりその地域の中で、オリジナルな何か遊びを見つける。そういうものが、望ましいのかなというふうに思うんです。ここに出ていた映像自体が、ユーチューブだったり、テレビゲームをする場所というふうになると、それが居場所づくりとして、推奨する仕組なのだろうかっていうところで、ちょっと疑問を感じました。もう少しそこの居場所づくりっていう部分においては、何が必要なのか、どう子供に教育として環境を用意するのか、しっかり考えるべきじゃないかな。そのときに、また「それは地域のほうで考えることです」というふうに、もしなってしまうんだったら、おざなりになってしまって、何でもありの単なる時間つぶしの場所ということになりかねないのではないかと思っていたので、もう少し町で、しっかりとした考えがあってもいいんじゃないかというふうに思います。

（事務局）
　貴重な御意見ありがとうございます。当初、この施設の建設に至った発端から言いますと、先ほど皆さんおっしゃっているとおり、へき地保育所というところから始まっておりますけども、実際お話が出ていた頃から、かなりの年数が経ちました。そういう中で、地域の事情もですねだんだん変わっていって、Ｂ委員が言われるように、子供の数も、当初は普通にへき地保育所として運営できるような想定をしていたんですけれども、特にここ１年ぐらいの間で、お子さんがたくさんいたような世帯も、そのお宅の事情で町外に移られたということで、大きく減少したというようなこともあり、そんなようなことから、来年に向けてはへき地保育所としての運営はちょっと難しいのかなというところで、地域にもお話をし確認をしている状況となってます。そもそも、ここら辺は、当初想定したような状況と急激に変わってきているようなところもあったものですから、そこら辺については、今後この施設の特性と言いますか、今となってはコミュニティ施設ということで、特に子供に限った話ではなくて、ここに高齢者福祉棟もございますし、それから農産加工施設あとはカフェですとか、地域の方が自由に使える集会室、そういった多機能の中で、多くの世代の方が自由に有効に使っていただけるような、そのような形で今のところは動き始めてます。それに併せて、この地域の中でも各部会を作り、子供部会ですとか高齢者部会、それから農産加工部会ということで、それぞれ地域の皆さんが使いやすいような形で何ができるかというところで、議論が今年度に入ってから徐々に進んでいっているようなところです。勿論地域の方々の使い方というところも、今後、話合いが煮詰まっていく部分もあります。そこには、町としてできることも、それぞれ部門部門で内容は異なってきますけれども、そういったところを一緒にですね考えながら、できる部分は、この施設を有効に使えるような形で、来年からの運用に合わせて、いろいろと考えながらやっていきたいなというところで今進んでるところです。

（３）令和７年度美瑛町秋の生活支援事業について［資料５］

（委員長）
　よろしいですか。はい、それでは次に進めていこうと思います。『報告第３号　令和７年度美瑛町秋の生活支援事業について』事務局から説明をお願いします。

（事務局）
　資料５になります。令和７年度美瑛町秋の生活支援事業について説明させていただきます。事業概要につきましては、物価高騰により年金や生活保護費など、毎月固定された収入のみで暮らしている低所得世帯にとっては、日々の生活費の割合が増嵩しております。冬季に向けた、低所得世帯の負担軽減を図るために以下のとおり、秋の生活支援事業を実施いたします。対象につきましては、令和７年９月１日を基準日といたしまして、世帯主の方が美瑛町民である、二つ目として世帯全員の令和７年度分の町民税が非課税である、この二つの要件を満たした世帯のうち、四つのいずれかに当てはまる場合、該当する世帯としております。一つ目が高齢者世帯で６５歳以上の者のみで構成されている世帯、二つ目として障害者世帯で障害者手帳を所持している者がいる世帯、三つ目といたしまして独り親世帯、８月期分の児童扶養手当を受給した世帯、四つ目として生活保護世帯ということで生活保護を受給している世帯となります。支援の内容ですけれども、１世帯当たり１万ポイントのＢｅコイン、１万円相当分を世帯主に付与いたします。支給の方法といたしましては、一つがプッシュ型という形で、町が把握する情報により、対象となることが確認ができた世帯ということになるのですが、こちらが、先ほども若干話が出ていましたが、課税情報を勝手に照会することができないという部分がありますが、保健福祉課の中で、非課税世帯が受けることができるサービスを受けている方というの

は、令和７年度の町民税が非課税であるということをこちらで把握している状況にあります。そういった方に対しては、申請する手間を省略させていただいて、利便性が高い形で直接付与をするという形で、通知文によりポイントを何時付与しますという文書をお送りさせていただき、何か不都合がある場合は、御連絡くださいという形で通知をさせていただきます。二つ目の申請型につきましては、御本人による申請に基づいて、課税情報を照会することについて同意をいただき申請いただいて、対象となる方に決定通知を送付し、ポイントを付与するというような形となります。五つ目のスケジュールですが、９月に補正予算が可決されており、予算総額としては９００万円となっております。１０月に、先ほどのプッシュの通知文を発送、下旬にポイント付与、併せて申請の受け付けを開始いたします。令和８年２月末を申請の期限としまして、ポイント自体の使用期限は３月末、年度末を使用期限としてスケジュールを組んでおります。以上となります。

（委員長）
　何か御質問ありませんか。

（Ｃ委員）
　私の知人も参加していましたが、先日敬老会があって、敬老会のときに８０歳、９０歳、１００歳の方々には、ＪＡさんと商協さんの商品券が入っていた。今回はＢｅコインですよね。片や商品券、片やＢｅコイン。何か基準があって、これはＢｅコインにしているのか、これは商品券にしているのか、その辺が何か明確に私どもは分からないのですよね。利用者さんも分からない。議会あたり聞いていると、要はＢｅコインはお年寄りには以外と不評ですね。要は使われている率、１，０００万のＢｅコインを１，０００人の方にもし付与したら、幾ら使われているのかっていう話ですよね。８割使われているのか、９割使われているのか。片や商品券をお渡ししたら、そっちが何割使われているのか。その辺の実績を検証されているのか。札幌あたりも併用しているのですよね。ポイントと実際の紙の券と。だから、あまりのもＢｅコインにこだわり過ぎかなっていう感じをしてます。やっぱり使われる方が、無駄なく全部使ってくれて、きちっと利用してもらえるようなことをですね、やられたらいいのかなと思っております。以上です。

（事務局）
　こちらのポイントにしている、理由というところですけれども、基本的には、町の事業でこういった給付関係を行う場合は、まず大前提として、町内消費等も含め、Ｂｅコインを検討しているところであります。先ほどおっしゃられた敬老会につきましては、Ｂｅコインにするという検討は今までした経緯がない部分もあります。また、記念品を直接手渡ししているというこれまでの過去の経過も踏まえて、そのまま商品券をお渡ししているというところではあります。また、先ほどのポイントの利用についてというところですけれども、昨年、令和６年は冬の生活支援事業という形で、Ｂｅコインの付与の事業をいたしました。総数としましては７３９件のポイントを付与しております。合計としては７３９万ポイントとなります。利用としては，６６５万３，０４６ポイントが利用されておりまして、利用されていないのが７３万６，９５４ポイントという形になっております。実際に全額利用した方というのが７３９人中５５１人となっております。ポイントを全く使用していない方というのも６６名おられます。申請をしていただいた方の中で、全く使わない方も一部にはおり、またプッシュ型という形で付与した方の中にも、ポイントを全く使用していない方もいらっしゃいます。しかし、実績から９割以上のポイントは利用されているという判断の下、今年度もＢｅコインの支給を選択しているというところです。

（委員長）
よろしいですか。

（Ｃ委員）
あまりよろしくないですが。

（委員長）
まぁこれは報告事項なので。でも、町としては長い目で見て、Ｂｅコインの普及を図るという基本的なスタンスだっていうことですよね。そして町内の経済的な活性化や循環を図っていくっていう考え、それと事務的なところの効率化というところだということが分かりました。

（４）美瑛町こども計画の策定について［資料６］

（委員長）
はい、それでは次に進みます。『報告第４号　美瑛町こども計画の策定について』事務局から説明をお願いします。

（事務局）
続きまして、資料６の美瑛町こども計画の策定について御説明させていただきます。美瑛町では今年度と来年度の２か年で、美瑛町こども計画を策定してまいります。ここの資料に書かれていることは、国で示しているものですけれども、まずこども計画の概要及び目的について説明させていただきます。根拠法令のこども基本法におきまして、都道府県はこども大綱を勘案しまして、都道府県こども計画を策定することとなっております。市町村はこども大綱と都道府県こども計画を勘案しまして、市町村こども計画を作成するよう努めることとされております。このこども計画は、自治体における施策や地域資源、こども若者や保護者などの意見を反映し作成する計画となっております。地域が抱える課題やその他こども施策を取り巻く状況は、各自治体様々であるため、状況に応じた目標設定が今後必要となります。こども大綱ではこども真ん中社会の実現を目指しておりますので、それぞれの自治体がこのこども大綱を勘案したこども計画を策定することで、こども真ん中社会の実現につながっていきます。続きましてこども基本法の簡単な説明になります。この基本法はこども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法となっております。第１０条のところでは市町村こども計画の策定というところでは、美瑛町にも各計画があるんですけどもその計画を一体のものとして作成することが可能とありますので、第３期こども子育て事業計画を包含した形で、２か年でこども計画の策定に取り組んでまいります。次に第１１条になります。こどもなどの意見の反映。これはこども計画を策定する上では義務となります。ここでこども若者というところで、こども大綱で謳われておりまして、国では若者も含んでのというところがありましたので、美瑛町で今年度アンケートを実施する年齢としましては、４歳児から２９歳までの方を対象に、１１月にアンケートを実施してまいります。この計画を策定する上では、こどもや子育て当事者もそうなのですけれども、意見を反映した計画を作っていく必要があります。裏面になります。こども計画のより具体的な目的などについて、説明をさせていただきます。計画の目的としましては、心身の状況や環境に関わらず、将来にわたって幸福な生活を送れる社会を実現できるように、またこどもが１人の個人として尊重され権利が養護されるようにという部分と、こども分野に関する様々な施策事業を一体的に総合計画として作っていくことがこの計画の目的となっております。美瑛町におきましても、この計画が最上位の計画となってまいります。続きまして計画の内容です。この内容に盛り込まれるのは大きく４点あります。まず、こども施策に

関することとしまして、①出生から大人になるまでの成長に対する支援、というところの盛り込みが必要となります。また、就労、結婚、妊娠、出産、育児などの各ライフステージに応じて行われる支援を、この計画に盛り込む必要があります。３点目としましては、家庭における養育環境、その他のこどもの養育環境の整備も盛り込む必要があります。最後の４点目になります。①から③と一体的に進める必要がある施策も盛り込む必要があります。大まかに４点なのですが、この内容を盛り込んだ計画の策定に取り組んでまいります。根拠法令は、先ほど言いましたこども基本法が根拠法令となっております。最後、計画のスケジュールですが、令和７年８月に第１回のこども子育て会議を開催しており、本日出席いただいていている一部の委員の方にも兼任いただいています。会議を８月に実施し、この中でも策定について審議をしていっております。本日の健康と福祉のまちづくり会議、先ほど言いましたが、１１月に約１か月間でアンケートを実施する予定となっており、幼稚園、保育園、学校にも協力いただきながら、今後実施に向けて進めてまいります。１２月にはアンケートが終わり集約、現状分析、課題の整理などを随時始めてまいります。年度が変わりまして、４月からは目標量や計画の素案の検討などを随時進めていき、来年の冬期にはパブリックコメントも実施してまいりたいと思います。令和９年３月にこども計画の完成を目指してまいりたいと思っております。以上です。

（委員長）
こども計画の策定について、何か御質問はないでしょうか。私のほうから一つだけ。第３期美瑛町こども子育て支援事業計画というものが既にありますが、これとの関係性っていうのはどうなのですか。

（事務局）
第３期美瑛町こども子育て支援事業計画との関係性ですが、今後策定する計画が上位の計画となります。第３期こども子育て支援事業計画は、対象としましては小学生以下の保護者さんだけを対象としており、今、町にあるサービスの内容や町民のニーズ、どれだけのサービスが確保できているかなど、主に量の部分を記載しているものです。今回策定します美瑛町こども計画は、こども若者の意見についてアンケートをとり、その内容をこの計画に盛り込むというところが義務になっておりますので、前回の第３期こども子育て支援事業計画だと、こどもたちの意見は反映されてないものが、次の計画では盛り込まれてくるというところが、大きな違いになってくるかなと思います。

（５）こども誰でも通園制度について［資料７］

（委員長）
よろしいですか。では『報告第５号　こども誰でも通園制度について』事務局から説明をお願いします。

（事務局）
資料７に沿って御報告させていただきます。こども誰でも通園制度は、令和８年４月１日より全国の自治体で実施することになり、美瑛町でも実施に向けて準備を進めているところです。この制度は、令和７年度には児童福祉法に基づく地域こども子育て支援事業として制度化されまして、令和７年度までは設置は各自治体の努力義務でしたが、令和８年からは、法律に基づく新たな給付制度として、全国の自治体で実施することになりました。１の制度の目的です。こども誰でも通園制度は、保護者に就労などの理由を問わないものなもので、こどもに成長発達の機会を作り、こどもの育ちを応援するということで、同年代のこどもとの関わりを経験す

る機会を作ること。保護者の育児不安や負担の軽減、孤立感の解消が狙いとしてあります。２の制度の概要です。国の定めた実施要綱が右側。左側に美瑛町で提供するに当たっての実施方法が記載されています。以下、記載されているとおりで、実施予定を組んでおりますが、国の定めた実施要綱が令和７年度のものとなりまして、令和８年度以降については、利用可能時間や補助、公定価格などが未定となっております。確認基準などの内閣府令の公布が現時点で１１月頃を予定しているため、発出、公布内容を確認しながら、令和８年度の実施に向けて準備を整えているところです。そのため、その下の４番の今後のスケジュールとありますが、こちらに記載されている条例もずれ込むことが予想されます。こども誰でも通園制度は、家庭の事情に左右されず、全てのこどもが安心して育つことのできる社会の基盤となります。美瑛町においても、こども、家庭、地域をつなぐ制度として、子育てしやすい環境づくりを進め、令和８年４月の本格実施に向けて、引き続き準備を整えていきます。報告としては以上となります。

（委員長）
　ありがとうございます。これは利用条件とかはなしに、”誰でも”というところがポイントなんですね。何か御質問はありませんか。よろしいですか。

（６）令和７年度美瑛町地域ケア研修会の開催について［資料８］

（委員長）
　最後です。『報告第６号　令和７年度美瑛町地域ケア研修会の開催について』事務局から説明をお願いします。

（事務局）
　資料８、地域ケア研修会の開催について御案内をさせていただきます。お手元の封筒に、チラシも入れさせていただいております。毎年実施しております地域ケア研修会ですけれども、今年度は、地域包括ケアの視点を強めまして、障害のある方を含めた包括的支援をテーマにいたしました。チラシに記載のとおり、タイトルは『障害のある方とともに、地域で支え合い暮らすために、支援者の視点で考えること』といたしました。講師には精神科認定看護師の村元氏をお迎えすることとしております。障害のある方が地域の中で安心して暮らしていくためには、福祉に関わる支援者が共通の意識を持つことであったり、障害に対しての理解を深めるとともに、地域で支えるために必要な視点や取組、また支援者としての配慮や、多機関連携の実践のポイント等についてもお話をいただく予定となっております。開催日は１０月２８日火曜日、１８時から２０時、会場は町民センターとなっております。お時間がございましたらぜひ御参加いただきたいと思っております。以上です。

（委員長）これもちゃんと、手話通訳を希望される方は連絡をくださいと書いてありますね。はい、ありがとうございます。

５　そ　の　他

（委員長）
　報告事項６件が終了いたしました。それでは、その他全体を通して、皆様方から何かないでしょうか。

－　なし　－

（委員長）
事務局からは何かないでしょうか。

－　なし　－

（委員長）
それでは全ての協議が終わったということで、進行を事務局にお返しします。

６　次回、開催予定

（事務局）
熱心な御意見御審議ありがとうございました。６番、次回開催予定となっておりますけれども、この会議自体は一応年３回の開催を予定しているところです。昨年であれば、２回目は１月に行っていたところです。昨年から現体制として、皆さまに御審議いただいておりまして、期間でいくと来年３月が末というような形になります。様々御意見をいただいておりまして、また、ここにも保健福祉課のメンバーが揃っておりますが、なかなかこの会議の中でですね、お話しできる内容、それから普段、こういったところではなく、もうちょっと穏やかというか、膝を突き合わせてですね、お話しできるような機会があってもいいのじゃないかなというふうに考えております。１２月の中旬に開催したいなというふうに思っているのですが、それについて皆様の御意見をいただきたいと思います。

（委員長）
皆さんよろしいですか。

（各委員）
はい。

（事務局）
はい、ありがとうございます。１２月は忙しいと思いますので、この会議のあとに、なるべく早く各委員の日程調整をさせていただきたいと思います。その際、なるべく参加者の多い日程で開催をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

７　閉　　会

（事務局）
それでは本来、副委員長から閉会の御挨拶をいただくところですが、本日は欠席ということです。長時間にわたり本当に貴重な御意見を何時も頂戴しております。こちらでまた、施策に反映していけるところはしていきたいと思っておりますし、１０月が次年度の予算編成にはなるのですけれども、来年度だけが全てではございませんので、中長期にわたって、今後の美瑛町の健康と福祉というところでは、常日頃から、また皆さんの御意見、御指導いただければと

いうふうに思っております。以上をもちまして、第１回の会議を閉じたいと思います。ありがとうございました。

（終了時間：午後８時６分）